

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
6	2 指定地方行政機関 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td><td>(略) (4) 指定河川の洪水予<u>警</u>報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)</td></tr></table>	(略)	(略)	近畿地方整備局	(略) (4) 指定河川の洪水予 <u>警</u> 報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)	2 指定地方行政機関 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td><td>(略) (4) 指定河川の洪水予 <u>(削除)</u> 報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)</td></tr></table>	(略)	(略)	近畿地方整備局	(略) (4) 指定河川の洪水予 <u>(削除)</u> 報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)	・京都府地域防災計画に合わせた字句修正				
(略)	(略)														
近畿地方整備局	(略) (4) 指定河川の洪水予 <u>警</u> 報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)														
(略)	(略)														
近畿地方整備局	(略) (4) 指定河川の洪水予 <u>(削除)</u> 報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)														
8	6 指定公共機関等 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本通運株式会社 京都支店</td><td>(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送<u>の協力</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送 <u>の協力</u>	(略)	(略)	6 指定公共機関等 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本通運株式会社 京都支店</td><td>(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 <u>(削除)</u> の輸送 <u>(削除)</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 <u>(削除)</u> の輸送 <u>(削除)</u>	(略)	(略)	・京都府地域防災計画に合わせた文言修正
(略)	(略)														
日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送 <u>の協力</u>														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 <u>(削除)</u> の輸送 <u>(削除)</u>														
(略)	(略)														
10	<u>8 雪害対策本部</u> <u>積雪が30センチメートル以上となり、なお降雪が続くか又は大雪のおそれが予想され、道路交通に支障が生じたときは、雪害対策に万全を期するため、それぞれの区を単位として区役所、土木事務所、教育委員会等の関係機関で構成する「〇〇区雪害対策本部」を設置し、道路除雪のほか、災害の未然防止に必要な対策を実施する。ただし、著しい豪雪のため、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、「京都市災害対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。</u> <u>9</u> 市民、事業所等 (略)	<u>(削除)</u> <u>8</u> 市民、事業所等 (略)	・災害対策本部運用の変更に伴う項目削除												

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																																																																																																																																																																										
13	(1) 人口分布 (略) イ 昼間人口の分布 京都市の昼間人口は約160万人（平成22年国勢調査）で、当時の人口の約147万人に対し約13万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約23万人が流入している。 (略) エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。平成28年中に京都市を訪れた観光客は5,522万人で一日平均すると約15万人となり、そのうち約26%が市内への宿泊客である。 (略) (3) 文化財の分布 非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。平成29年4月1日現在、市内の重要文化財は1,874件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは211件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。 (京都市の人口・建物分布状況) <table><tr><th></th><th>世帯数</th><th>人 口</th><th>老 年 人口比 (%)</th><th>年 少 人口比 (%)</th><th>昼間人口</th><th>人口比 (%)</th><th>全 建 物 棟 数</th><th>木造建 物比率 (%)</th></tr><tr><td>北 区</td><td>56,804</td><td>119,474</td><td>27.7</td><td>10.7</td><td>129,464</td><td>106.1</td><td>54,540</td><td>79.5</td></tr><tr><td>上京区</td><td>46,849</td><td>85,113</td><td>27.1</td><td>9.6</td><td>97,833</td><td>117.5</td><td>48,123</td><td>73.3</td></tr><tr><td>左京区</td><td>83,423</td><td>168,266</td><td>26.9</td><td>10.7</td><td>176,443</td><td>104.5</td><td>70,752</td><td>74.1</td></tr><tr><td>中京区</td><td>59,085</td><td>109,341</td><td>24.7</td><td>10.5</td><td>155,123</td><td>147.3</td><td>51,785</td><td>60.2</td></tr><tr><td>東山区</td><td>21,381</td><td>39,044</td><td>32.8</td><td>7.8</td><td>56,253</td><td>138.8</td><td>22,918</td><td>75.2</td></tr><tr><td>山科区</td><td>60,451</td><td>135,471</td><td>29.1</td><td>11.6</td><td>121,223</td><td>89.1</td><td>52,073</td><td>70.3</td></tr><tr><td>下京区</td><td>47,206</td><td>82,668</td><td>23.2</td><td>9.8</td><td>135,656</td><td>171.1</td><td>37,174</td><td>62.0</td></tr><tr><td>南 区</td><td>47,094</td><td>99,927</td><td>24.5</td><td>11.8</td><td>136,137</td><td>137.9</td><td>45,619</td><td>56.1</td></tr><tr><td>右京区</td><td>94,525</td><td>204,262</td><td>27.0</td><td>11.8</td><td>189,617</td><td>93.4</td><td>80,459</td><td>71.2</td></tr><tr><td>西京区</td><td>63,109</td><td>150,962</td><td>25.6</td><td>13.3</td><td>124,573</td><td>81.4</td><td>45,954</td><td>71.1</td></tr><tr><td>伏見区</td><td>125,947</td><td>280,655</td><td>26.7</td><td>12.1</td><td>276,715</td><td>97.4</td><td>91,946</td><td>58.8</td></tr><tr><td>合 計</td><td>705,874</td><td>1,475,183</td><td>26.7</td><td>11.3</td><td>1,599,037</td><td>108.5</td><td>601,343</td><td>67.8</td></tr></table> (注)人口、世帯数、老年人口比、年少人口比は平成27年国勢調査、昼間人口及び人口比は平成22年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。 人口比＝昼間人口÷人口×100		世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全 建 物 棟 数	木造建 物比率 (%)	北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	129,464	106.1	54,540	79.5	上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	97,833	117.5	48,123	73.3	左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	176,443	104.5	70,752	74.1	中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	155,123	147.3	51,785	60.2	東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	56,253	138.8	22,918	75.2	山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	121,223	89.1	52,073	70.3	下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	135,656	171.1	37,174	62.0	南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	136,137	137.9	45,619	56.1	右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	189,617	93.4	80,459	71.2	西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	124,573	81.4	45,954	71.1	伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	276,715	97.4	91,946	58.8	合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	1,599,037	108.5	601,343	67.8	(1) 人口分布 (略) イ 昼間人口の分布 京都市の昼間人口は約161万人（平成27年国勢調査）で、当時の人口の約148万人に対し約13万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約25万人が流入している。 (略) エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。平成29年中に京都市を訪れた観光客は5,362万人で一日平均すると約15万人となり、そのうち約29%が市内への宿泊客である。 (略) (3) 文化財の分布 非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。平成30年4月1日現在、市内の重要文化財は1,879件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは212件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。 (京都市の人口・建物分布状況) <table><tr><th></th><th>世帯数</th><th>人 口</th><th>老 年 人口比 (%)</th><th>年 少 人口比 (%)</th><th>昼間人口</th><th>人口比 (%)</th><th>全 建 物 棟 数</th><th>木造建 物比率 (%)</th></tr><tr><td>北 区</td><td>56,804</td><td>119,474</td><td>27.7</td><td>10.7</td><td>126,169</td><td>105.6</td><td>54,540</td><td>79.5</td></tr><tr><td>上京区</td><td>46,849</td><td>85,113</td><td>27.1</td><td>9.6</td><td>102,849</td><td>120.8</td><td>48,123</td><td>73.3</td></tr><tr><td>左京区</td><td>83,423</td><td>168,266</td><td>26.9</td><td>10.7</td><td>178,891</td><td>106.3</td><td>70,752</td><td>74.1</td></tr><tr><td>中京区</td><td>59,085</td><td>109,341</td><td>24.7</td><td>10.5</td><td>158,150</td><td>144.6</td><td>51,785</td><td>60.2</td></tr><tr><td>東山区</td><td>21,381</td><td>39,044</td><td>32.8</td><td>7.8</td><td>55,196</td><td>141.4</td><td>22,918</td><td>75.2</td></tr><tr><td>山科区</td><td>60,451</td><td>135,471</td><td>29.1</td><td>11.6</td><td>123,262</td><td>91.0</td><td>52,073</td><td>70.3</td></tr><tr><td>下京区</td><td>47,206</td><td>82,668</td><td>23.2</td><td>9.8</td><td>138,572</td><td>167.6</td><td>37,174</td><td>62.0</td></tr><tr><td>南 区</td><td>47,094</td><td>99,927</td><td>24.5</td><td>11.8</td><td>137,208</td><td>137.3</td><td>45,619</td><td>56.1</td></tr><tr><td>右京区</td><td>94,525</td><td>204,262</td><td>27.0</td><td>11.8</td><td>191,142</td><td>93.6</td><td>80,459</td><td>71.2</td></tr><tr><td>西京区</td><td>63,109</td><td>150,962</td><td>25.6</td><td>13.3</td><td>122,530</td><td>81.2</td><td>45,954</td><td>71.1</td></tr><tr><td>伏見区</td><td>125,947</td><td>280,655</td><td>26.7</td><td>12.1</td><td>274,247</td><td>97.7</td><td>91,946</td><td>58.8</td></tr><tr><td>合 計</td><td>705,874</td><td>1,475,183</td><td>26.7</td><td>11.3</td><td>1,608,216</td><td>109.0</td><td>601,343</td><td>67.8</td></tr></table> (注)人口、世帯数、老年人口比、年少人口比は平成27年国勢調査、昼間人口及び人口比は平成27年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。 人口比＝昼間人口÷人口×100		世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全 建 物 棟 数	木造建 物比率 (%)	北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	126,169	105.6	54,540	79.5	上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	102,849	120.8	48,123	73.3	左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	178,891	106.3	70,752	74.1	中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	158,150	144.6	51,785	60.2	東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	55,196	141.4	22,918	75.2	山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	123,262	91.0	52,073	70.3	下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	138,572	167.6	37,174	62.0	南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	137,208	137.3	45,619	56.1	右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	191,142	93.6	80,459	71.2	西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	122,530	81.2	45,954	71.1	伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	274,247	97.7	91,946	58.8	合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	1,608,216	109.0	601,343	67.8	・時点修正
	世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全 建 物 棟 数	木造建 物比率 (%)																																																																																																																																																																																																																																					
北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	129,464	106.1	54,540	79.5																																																																																																																																																																																																																																					
上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	97,833	117.5	48,123	73.3																																																																																																																																																																																																																																					
左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	176,443	104.5	70,752	74.1																																																																																																																																																																																																																																					
中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	155,123	147.3	51,785	60.2																																																																																																																																																																																																																																					
東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	56,253	138.8	22,918	75.2																																																																																																																																																																																																																																					
山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	121,223	89.1	52,073	70.3																																																																																																																																																																																																																																					
下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	135,656	171.1	37,174	62.0																																																																																																																																																																																																																																					
南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	136,137	137.9	45,619	56.1																																																																																																																																																																																																																																					
右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	189,617	93.4	80,459	71.2																																																																																																																																																																																																																																					
西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	124,573	81.4	45,954	71.1																																																																																																																																																																																																																																					
伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	276,715	97.4	91,946	58.8																																																																																																																																																																																																																																					
合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	1,599,037	108.5	601,343	67.8																																																																																																																																																																																																																																					
	世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全 建 物 棟 数	木造建 物比率 (%)																																																																																																																																																																																																																																					
北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	126,169	105.6	54,540	79.5																																																																																																																																																																																																																																					
上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	102,849	120.8	48,123	73.3																																																																																																																																																																																																																																					
左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	178,891	106.3	70,752	74.1																																																																																																																																																																																																																																					
中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	158,150	144.6	51,785	60.2																																																																																																																																																																																																																																					
東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	55,196	141.4	22,918	75.2																																																																																																																																																																																																																																					
山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	123,262	91.0	52,073	70.3																																																																																																																																																																																																																																					
下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	138,572	167.6	37,174	62.0																																																																																																																																																																																																																																					
南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	137,208	137.3	45,619	56.1																																																																																																																																																																																																																																					
右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	191,142	93.6	80,459	71.2																																																																																																																																																																																																																																					
西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	122,530	81.2	45,954	71.1																																																																																																																																																																																																																																					
伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	274,247	97.7	91,946	58.8																																																																																																																																																																																																																																					
合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	1,608,216	109.0	601,343	67.8																																																																																																																																																																																																																																					

平成 3 0 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行																修 正 案																修正理由	
2 6																																	・災害追加	

平成 30 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行					修 正 案					修正理由																																																																	
27	1 洪水浸水想定区域 (略) 洪水浸水想定区域の公表状況 (京都市域を流域とする「洪水予報河川」及び「水位周知河川」)					1 洪水浸水想定区域 (略) 洪水浸水想定区域の公表状況 (京都市域を流域とする「洪水予報河川」及び「水位周知河川」)					・洪水浸水 想定区域 図の公表 (平成 30 年 5 月 15 日)に伴う 文言修正																																																																	
<table><tr><th>区分</th><th>河川名</th><th>河川 管理者</th><th>公表時期</th><th>設定外力 (想定上の降雨量)</th></tr><tr><td rowspan="2">洪水予報河川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>鴨川・高野川</td><td>(略)</td><td>平成 15 年 3 月</td><td>東海豪雨規模相当の降雨 (3 時間雨量：214mm 24 時間 雨量：532mm)</td></tr><tr><td rowspan="5">水位周知河川</td><td>桂川 (周山)</td><td rowspan="2">(略)</td><td rowspan="2">平成 20 年 3 月</td><td rowspan="2">昭和 35 年台風第 16 号の降雨 (2 日間総雨量：363mm)</td></tr><tr><td>弓削川</td></tr><tr><td>山科川</td><td>(略)</td><td>平成 17 年 3 月</td><td>東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量：127mm 24 時間 雨量：532mm)</td></tr><tr><td>天神川</td><td>(略)</td><td>平成 20 年 3 月</td><td>東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量：95mm 24 時間雨 量：316mm)</td></tr><tr><td>小畑川</td><td>(略)</td><td>平成 19 年 9 月</td><td>東海豪雨規模相当の降雨 (2 時間雨量：140mm 48 時間 雨量：454mm)</td></tr></table>						区分	河川名	河川 管理者	公表時期	設定外力 (想定上の降雨量)		洪水予報河川	(略)	(略)	(略)	(略)	鴨川・高野川	(略)	平成 15 年 3 月	東海豪雨規模相当の降雨 (3 時間雨量：214mm 24 時間 雨量：532mm)	水位周知河川	桂川 (周山)	(略)	平成 20 年 3 月	昭和 35 年台風第 16 号の降雨 (2 日間総雨量：363mm)	弓削川	山科川	(略)	平成 17 年 3 月	東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量：127mm 24 時間 雨量：532mm)	天神川	(略)	平成 20 年 3 月	東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量：95mm 24 時間雨 量：316mm)	小畑川	(略)	平成 19 年 9 月	東海豪雨規模相当の降雨 (2 時間雨量：140mm 48 時間 雨量：454mm)	<table><tr><th>区分</th><th>河川名</th><th>河川 管理者</th><th>公表時期</th><th>設定外力 (想定上の降雨量)</th></tr><tr><td rowspan="2">洪水予報河川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>鴨川・高野川</td><td>(略)</td><td>平成 30 年 5 月</td><td>流域全体の 24 時間総雨量 736mm</td></tr><tr><td rowspan="5">水位周知河川</td><td>桂川 (周山)</td><td rowspan="2">(略)</td><td rowspan="2">平成 30 年 5 月</td><td rowspan="2">桂川流域 9 時間総雨量 386.1mm</td></tr><tr><td>弓削川</td></tr><tr><td>山科川</td><td>(略)</td><td>平成 30 年 5 月</td><td>山科川流域の 2 日間の総雨量 354.5mm</td></tr><tr><td>天神川</td><td>(略)</td><td>平成 30 年 5 月</td><td>天神川流域の 24 時間総雨量 1,150mm</td></tr><tr><td>小畑川</td><td>(略)</td><td>平成 30 年 5 月</td><td>小畑川流域の 24 時間総雨量 1,128mm</td></tr></table>						区分	河川名	河川 管理者	公表時期	設定外力 (想定上の降雨量)	洪水予報河川	(略)	(略)	(略)	(略)	鴨川・高野川	(略)	平成 30 年 5 月	流域全体の 24 時間総雨量 736mm	水位周知河川	桂川 (周山)	(略)	平成 30 年 5 月	桂川流域 9 時間総雨量 386.1mm	弓削川	山科川	(略)	平成 30 年 5 月	山科川流域の 2 日間の総雨量 354.5mm	天神川	(略)	平成 30 年 5 月	天神川流域の 24 時間総雨量 1,150mm	小畑川	(略)	平成 30 年 5 月	小畑川流域の 24 時間総雨量 1,128mm
区分	河川名	河川 管理者	公表時期	設定外力 (想定上の降雨量)																																																																								
洪水予報河川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								
	鴨川・高野川	(略)	平成 15 年 3 月	東海豪雨規模相当の降雨 (3 時間雨量：214mm 24 時間 雨量：532mm)																																																																								
水位周知河川	桂川 (周山)	(略)	平成 20 年 3 月	昭和 35 年台風第 16 号の降雨 (2 日間総雨量：363mm)																																																																								
	弓削川																																																																											
	山科川	(略)	平成 17 年 3 月	東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量：127mm 24 時間 雨量：532mm)																																																																								
	天神川	(略)	平成 20 年 3 月	東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量：95mm 24 時間雨 量：316mm)																																																																								
	小畑川	(略)	平成 19 年 9 月	東海豪雨規模相当の降雨 (2 時間雨量：140mm 48 時間 雨量：454mm)																																																																								
区分	河川名	河川 管理者	公表時期	設定外力 (想定上の降雨量)																																																																								
洪水予報河川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								
	鴨川・高野川	(略)	平成 30 年 5 月	流域全体の 24 時間総雨量 736mm																																																																								
水位周知河川	桂川 (周山)	(略)	平成 30 年 5 月	桂川流域 9 時間総雨量 386.1mm																																																																								
	弓削川																																																																											
	山科川	(略)	平成 30 年 5 月	山科川流域の 2 日間の総雨量 354.5mm																																																																								
	天神川	(略)	平成 30 年 5 月	天神川流域の 24 時間総雨量 1,150mm																																																																								
	小畑川	(略)	平成 30 年 5 月	小畑川流域の 24 時間総雨量 1,128mm																																																																								

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
31	1 大雨・洪水に関する予警報等の連絡体制の整備 <u>(追加)</u> (略) 2 水位観測体制の整備 <u>(追加)</u> (略) 3 雨量観測体制の整備 (1) 雨量観測データの活用 <u>(追加)</u> (略) (2) 観測所の増設等 <u>(追加)</u> (略) (3) 近畿地方整備局、京都府との連携 <u>(追加)</u> (略) (4) レーダ観測雨量データの活用 <u>(追加)</u> (略)	1 大雨・洪水に関する予警報等の連絡体制の整備 <u>(行財政局防災危機管理室、各局)</u> (略) 2 水位観測体制の整備 <u>(行財政局防災危機管理室)</u> (略) 3 雨量観測体制の整備 (1) 雨量観測データの活用 <u>(行財政局防災危機管理室)</u> (略) (2) 観測所の増設等 <u>(行財政局防災危機管理室)</u> (略) (3) 近畿地方整備局、京都府との連携 <u>(行財政局防災危機管理室)</u> (略) (4) レーダ観測雨量データの活用 <u>(行財政局防災危機管理室)</u> (略)	・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
32	4 水害発生予想箇所等の調査 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 国土交通省が開催する淀川水防連絡会等に参加し、平常時から重要水防箇所の現場視察等を行う。 また、消防局長及び消防署長は、事前に指定する水災が発生するおそれがある場所について、気象警報等が発表されたときは、水災の防止、人命危険の排除のため、警戒調査を実施する。 5 市民への情報提供体制の整備 (1) 防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館） <u>(追加)</u> (略) (2) きょうと減災プロジェクト <u>(追加)</u> (略) (3) 京都市X R A I N（エックスレイン）雨量情報 <u>(追加)</u> (略) 1－2 河川・排水路の改修等の治水事業 (略) 1 河川・排水路の整備と維持管理 (1) 国・府への河川改修事業促進の要請 <u>(追加)</u> (略) (2) 京都市が実施する河川・排水路改修 <u>(追加)</u> (略) ※ 資料2－1－8 河川改修計画 <u>(追加)</u> 2 流域調整池の整備 <u>(追加)</u> (略) 3 排水機場・<u>樋</u>門等の維持管理 (1) 排水機場の維持管理 <u>(追加)</u> (略)	4 水害発生予想箇所等の調査 <u>(行財政局防災危機管理室、消防局警防計画課)</u> <u>行財政局防災危機管理室は、</u>国土交通省が開催する淀川水防連絡会等に参加し、平常時から重要水防箇所の現場視察等を行う。 また、消防局長及び消防署長は、事前に指定する水災が発生するおそれがある場所について、気象警報等が発表されたときは、水災の防止、人命危険の排除のため、警戒調査を実施する。 5 市民への情報提供体制の整備 (1) 防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館） <u>(行財政局防災危機管理室)</u> (略) (2) きょうと減災プロジェクト <u>(行財政局防災危機管理室)</u> (略) (3) 京都市X R A I N（エックスレイン）雨量情報 <u>(行財政局防災危機管理室)</u> (略) 1－2 河川・排水路の改修等の治水事業 (略) 1 河川・排水路の整備と維持管理 (1) 国・府への河川改修事業促進の要請 <u>(建設局河川整備課)</u> (略) (2) 京都市が実施する河川・排水路改修 <u>(建設局河川整備課)</u> (略) ※ 資料2－1－8 河川改修計画 ※ <u>資料2－1－10 排水路整備計画</u> 2 流域調整池の整備 <u>(建設局河川整備課)</u> (略) 3 排水機場・<u>樋</u>門等の維持管理 (1) 排水機場の維持管理 <u>(建設局河川整備課)</u> (略)	・担当修正 ・文言修正 ・参照資料追加 ・字句修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
33	(2) <u>ひ</u>門等の維持管理 <u>(追加)</u> 平田地の下流側本川の増水時に支川に向けて逆流することを防ぐための<u>ひ</u>門, <u>ひ</u>管等の日常的な管理運営のほか, 設備の維持, 改良補修を行う。 ※ <u>資料2-1-10 排水路整備計画</u> ※ 資料2-1-11 排水機場施設一覧表 ※ 資料2-1-12 <u>ひ</u>門施設一覧表 4 治水施設の総合的防災力の強化 <u>(追加)</u> (略) 1 災害に強い下水道の整備 (1) 管路施設の構造強化対策 <u>(追加)</u> (略) (2) ポンプ場施設, 水環境保全センター施設の対策 <u>(追加)</u> (略) 2 災害予防対策 (1) 防災訓練の実施 <u>(追加)</u> (略) (2) 下水道管路の整備・保管 <u>(追加)</u> (略) (3) ポンプ場, 水環境保全センターの使用機器台帳等の整理・保管 <u>(追加)</u> (略)	(2) <u>樋</u>門等の維持管理 <u>(建設局河川整備課)</u> 平田地の下流側本川の増水時に支川に向けて逆流することを防ぐための<u>樋</u>門, <u>樋</u>管等の日常的な管理運営のほか, 設備の維持, 改良補修を行う。 <u>(削除)</u> ※ 資料2-1-11 排水機場施設一覧表 ※ 資料2-1-12 <u>樋</u>門施設一覧表 4 治水施設の総合的防災力の強化 <u>(建設局河川整備課)</u> (略) 1 災害に強い下水道の整備 (1) 管路施設の構造強化対策 <u>(上下水道局下水道部設計課)</u> (略) (2) ポンプ場施設, 水環境保全センター施設の対策 <u>(上下水道局下水道部施設課)</u> (略) 2 災害予防対策 (1) 防災訓練の実施 <u>(上下水道局総務課)</u> (略) (2) 下水道管路の整備・保管 <u>(上下水道局下水道部管理課)</u> (略) (3) ポンプ場, 水環境保全センターの使用機器台帳等の整理・保管 <u>(上下水道局下水道部施設課)</u> (略)	・担当修正 ・字句修正 ・参照資料削除

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
34	※ 中期経営プラン（<u>2013－2017</u>） 下水道事業（上下水道局） （略） 1－4 道路・橋りょうの整備 （略） 1 道路の整備 <u>（追加）</u> （略） 2 橋りょうの整備 <u>（追加）</u> （略） 3 トンネルの整備 <u>（追加）</u> （略） 4 道路情報提供装置の整備 <u>（追加）</u> （略）	※ 中期経営プラン（<u>2018－2022</u>） 下水道事業（上下水道局） （略） 1－4 道路・橋りょうの整備 （略） 1 道路の整備 <u>（建設局土木管理課）</u> （略） 2 橋りょうの整備 <u>（建設局橋りょう健全推進課）</u> （略） 3 トンネルの整備 <u>（建設局土木管理課）</u> （略） 4 道路情報提供装置の整備 <u>（建設局土木管理課）</u> （略）	・時点修正 ・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
35	1 ため池、排水機等の整備、維持補修 (1) ため池 <u>(追加)</u> ア 管理責任者への指導 京都市内総数<u>132</u>箇所のため池のうち改修が必要と考えられるものが15箇所程度あるが、①関係耕地の減少に伴い、平素の維持管理等が不良となる傾向があること、②ため池付近も都市化され、住宅、人口が増加している等を踏まえ、次の事項を行うよう指導し、梅雨期や台風期には各管理責任者に注意を促すとともに、緊急時に迅速な措置が講じられるように連絡体制を確立する。 (略) (2) 頭首工 <u>(追加)</u> 洪水吐、<u>ひ</u>門等で角落ち方式によるものは、洪水時に操作が可能となるよう指導する。 (3) 排水機 <u>(追加)</u> (略) 2 農林産物の水害予防対策 (1) 農作物関係 <u>(追加)</u> (略) (2) 畜産関係 <u>(追加)</u> (略) (3) 林業関係 <u>(追加)</u> ア 林道 路線数 <u>177</u>路線 延 長 <u>257</u>km イ 作業道・作業路 路線数 <u>255</u>路線 延 長 <u>155</u>km	1 ため池、排水機等の整備、維持補修 (1) ため池 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> ア 管理責任者への指導 京都市内総数<u>123</u>箇所のため池のうち改修が必要と考えられるものが15箇所程度あるが、①関係耕地の減少に伴い、平素の維持管理等が不良となる傾向があること、②ため池付近も都市化され、住宅、人口が増加している等を踏まえ、次の事項を行うよう指導し、梅雨期や台風期には各管理責任者に注意を促すとともに、緊急時に迅速な措置が講じられるように連絡体制を確立する。 (略) (2) 頭首工 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> 洪水吐、<u>樋</u>門等で角落ち方式によるものは、洪水時に操作が可能となるよう指導する。 (3) 排水機 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> (略) 2 農林産物の水害予防対策 (1) 農作物関係 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> (略) (2) 畜産関係 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> (略) (3) 林業関係 <u>(産業観光局林業振興課)</u> ア 林道 路線数 <u>181</u>路線 延 長 <u>286</u>km イ 作業道・作業路 路線数 <u>816</u>路線 延 長 <u>350</u>km	・時点修正 ・担当修正 ・字句修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																								
36	1 京都市の水防資器材の整備 (1) 建設局所管水防資器材 <u>(追加)</u> (略) (2) 消防局所管水防資器材 <u>(追加)</u> (略) 2 水防事務組合の水防資器材の整備 <u>(追加)</u> (略)	1 京都市の水防資器材の整備 (1) 建設局所管水防資器材 <u>(建設局土木管理課)</u> (略) (2) 消防局所管水防資器材 <u>(消防局消防救助課)</u> (略) 2 水防事務組合の水防資器材の整備 <u>(建設局土木管理課)</u> (略)	・担当修正																																								
37	1 宅地造成工事等による災害の防止 <u>(追加)</u> (略)	1 宅地造成工事等による災害の防止 <u>(都市計画局開発指導課)</u> (略)	・担当修正																																								
38	3 急傾斜地崩壊危険区域 (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定 <u>(追加)</u> (略) (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された区域) <table><tr><td>危険区域名</td><td>所在地</td><td>面積</td><td>指定年月日</td><td>備考</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>細野地区</td><td>右京区京北 細野町地内</td><td>1.36ha</td><td>昭和61年3月25日</td><td><u>(追加)</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (2) 土砂崩壊防止対策の実施 <u>(追加)</u> (略) 4 治山対策 <u>(追加)</u> (略)	危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	細野地区	右京区京北 細野町地内	1.36ha	昭和61年3月25日	<u>(追加)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3 急傾斜地崩壊危険区域 (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定 <u>(行財政局防災危機管理室，都市計画局開発指導課)</u> (略) (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された区域) <table><tr><td>危険区域名</td><td>所在地</td><td>面積</td><td>指定年月日</td><td>備考</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>細野地区</td><td>右京区京北 細野町地内</td><td>0.66ha</td><td>昭和 61 年 3 月 25 日</td><td><u>再指定平成 25 年</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (2) 土砂崩壊防止対策の実施 <u>(都市計画局風致保全課)</u> (略) 4 治山対策 <u>(産業観光局林業振興課)</u> (略)	危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	細野地区	右京区京北 細野町地内	0.66ha	昭和 61 年 3 月 25 日	<u>再指定平成 25 年</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	・担当修正 ・時点修正
危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
細野地区	右京区京北 細野町地内	1.36ha	昭和61年3月25日	<u>(追加)</u>																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
細野地区	右京区京北 細野町地内	0.66ha	昭和 61 年 3 月 25 日	<u>再指定平成 25 年</u>																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
39	6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 <u>(追加)</u> (略) (2) 土砂災害警戒区域等において実施すべき内容 <u>(追加)</u> (略) (3) 警戒避難体制の整備 <u>(追加)</u> (略) 7 土砂災害警戒情報，土砂災害危険度レベル情報 (1) 土砂災害警戒情報 <u>(追加)</u> 大雨による土砂災害発生の危険度が <u>(追加)</u> 高まった時，災害対策本部が避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告，避難指示（緊急）（以下本章において「避難勧告等」という）を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう，京都府と京都地方気象台が共同で，<u>行政区発表する</u> 防災情報で，降雨から予測可能な土砂災害のうち，避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 気象庁防災情報提供システム等を通じて京都市に伝達されるとともに，報道機関を通じて市民へも伝達される。 京都市は伝達された土砂災害警戒情報を，関係各局区，関係自主防災組織，警戒区域のある要配慮者利用施設へ伝達する。	6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 <u>(行財政局防災危機管理室，区役所)</u> (略) (2) 土砂災害警戒区域等において実施すべき内容 <u>(行財政局防災危機管理室，区役所)</u> (略) (3) 警戒避難体制の整備 <u>(行財政局防災危機管理室，区役所)</u> (略) 7 土砂災害警戒情報，土砂災害危険度レベル情報 (1) 土砂災害警戒情報 <u>大雨警報（土砂災害）発表中に</u>，大雨による土砂災害発生の危険度が <u>更に</u> 高まった <u>とき</u>，災害対策本部が避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告，避難指示（緊急）（以下本章において「避難勧告等」という）を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう，京都府と京都地方気象台 <u>から</u> 共同で，<u>対象となる行政区を特定して発表される</u> 防災情報で，降雨から予測可能な土砂災害のうち，避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 気象庁防災情報提供システム等を通じて京都市に伝達されるとともに，報道機関を通じて市民へも伝達される。 京都市は伝達された土砂災害警戒情報を，関係各局区，関係自主防災組織，警戒区域のある要配慮者利用施設へ伝達する。	・担当修正 ・標準的な記載例に合わせた文言修正
40	(2) 土砂災害危険度レベル情報 (略) (危険度レベル) ☐ レベル0 土砂災害発生危険基準線（CL）<u>超過3時間前</u> ☐ レベル1 土砂災害発生危険基準線（CL）<u>超過2時間前</u> ☐ レベル2 土砂災害発生危険基準線（CL）<u>超過1時間前</u> ☐ レベル3 土砂災害発生危険基準線（CL）<u>超過</u>	(2) 土砂災害危険度レベル情報 (略) (危険度レベル) <u>(削除)</u> ☐ レベル1 土砂災害発生危険基準線（CL）<u>2時間以内に超過見込</u> ☐ レベル2 土砂災害発生危険基準線（CL）<u>1時間以内に超過見込</u> ☐ レベル3 土砂災害発生危険基準線（CL）<u>現状で超過</u>	・京都府土砂システムの凡例に合わせた文言修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																								
41	3 宅地危険箇所の防災パトロール <u>(追加)</u> (略) (危険宅地の現状(がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>北 区</td><td>0</td><td><u>6</u></td><td><u>6</u></td></tr> <tr><td>左京区</td><td><u>0</u></td><td><u>2</u></td><td><u>2</u></td></tr> <tr><td>東山区</td><td><u>3</u></td><td><u>7</u></td><td><u>10</u></td></tr> <tr><td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr> <tr><td>西京区</td><td><u>2</u></td><td>7</td><td><u>9</u></td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>1</td><td><u>6</u></td><td><u>7</u></td></tr> <tr><td>計</td><td><u>8</u></td><td><u>35</u></td><td><u>43</u></td></tr> </tbody> </table> (平成<u>29</u>年7月1日現在) 4 宅地の安全性の確保 (1) 都市計画法による開発行為の許可 <u>(追加)</u> (略) (2) 京都市宅地開発要綱 <u>(追加)</u> (略) (3) 京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱 <u>(追加)</u> (略) (4) 京都市土採取規制条例による採取の届出等 <u>(追加)</u> (略) (6) 既成宅地防災工事資金融資制度 <u>(追加)</u> (略) (7) 被災宅地危険度判定制度の整備・運営 <u>(追加)</u> (略)	行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計	北 区	0	<u>6</u>	<u>6</u>	左京区	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	東山区	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>10</u>	山科区	0	3	3	右京区	2	4	6	西京区	<u>2</u>	7	<u>9</u>	伏見区	1	<u>6</u>	<u>7</u>	計	<u>8</u>	<u>35</u>	<u>43</u>	3 宅地危険箇所の防災パトロール <u>(都市計画局開発指導課、区役所)</u> (略) (危険宅地の現状(がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>北 区</td><td>0</td><td><u>7</u></td><td><u>7</u></td></tr> <tr><td>左京区</td><td><u>1</u></td><td><u>4</u></td><td><u>5</u></td></tr> <tr><td>東山区</td><td><u>7</u></td><td><u>6</u></td><td><u>13</u></td></tr> <tr><td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr> <tr><td>西京区</td><td><u>5</u></td><td>7</td><td><u>12</u></td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>1</td><td><u>5</u></td><td><u>6</u></td></tr> <tr><td>計</td><td><u>16</u></td><td><u>36</u></td><td><u>52</u></td></tr> </tbody> </table> (平成<u>30</u>年7月1日現在) 4 宅地の安全性の確保 (1) 都市計画法による開発行為の許可 <u>(都市計画局開発指導課)</u> (略) (2) 京都市宅地開発要綱 <u>(都市計画局開発指導課)</u> (略) (3) 京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱 <u>(都市計画局開発指導課)</u> (略) (4) 京都市土採取規制条例による採取の届出等 <u>(都市計画局開発指導課)</u> (略) (6) 既成宅地防災工事資金融資制度 <u>(都市計画局開発指導課)</u> (略) (7) 被災宅地危険度判定制度の整備・運営 <u>(都市計画局開発指導課)</u> (略)	行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計	北 区	0	<u>7</u>	<u>7</u>	左京区	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	東山区	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>13</u>	山科区	0	3	3	右京区	2	4	6	西京区	<u>5</u>	7	<u>12</u>	伏見区	1	<u>5</u>	<u>6</u>	計	<u>16</u>	<u>36</u>	<u>52</u>	・担当修正 ・時点修正
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計																																																																								
北 区	0	<u>6</u>	<u>6</u>																																																																								
左京区	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>2</u>																																																																								
東山区	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>10</u>																																																																								
山科区	0	3	3																																																																								
右京区	2	4	6																																																																								
西京区	<u>2</u>	7	<u>9</u>																																																																								
伏見区	1	<u>6</u>	<u>7</u>																																																																								
計	<u>8</u>	<u>35</u>	<u>43</u>																																																																								
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計																																																																								
北 区	0	<u>7</u>	<u>7</u>																																																																								
左京区	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>5</u>																																																																								
東山区	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>13</u>																																																																								
山科区	0	3	3																																																																								
右京区	2	4	6																																																																								
西京区	<u>5</u>	7	<u>12</u>																																																																								
伏見区	1	<u>5</u>	<u>6</u>																																																																								
計	<u>16</u>	<u>36</u>	<u>52</u>																																																																								

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
4 2	(8) 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業 <u>(追加)</u> (略)	(8) 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業 <u>(都市計画局建築安全推進課)</u> (略)	・担当修正
4 3	1 建築物の不燃化促進 (1) 公共建築物の耐震不燃化促進 <u>(追加)</u> (略) (2) 市営住宅等の耐震不燃化の促進 <u>(追加)</u> (略) (3) 一般建築物の不燃化促進 <u>(追加)</u> (略) 2 市街地の不燃化促進 (1) 市街地の整備等 <u>(追加)</u> (略) (2) 防火・準防火地域の指定 <u>(追加)</u> <u>建築物の不燃化，耐震化を誘導し，防災性の高い市街地形成を目的として，防火・準防火地域の効果的指定を図る。</u> <u>ア 大火災による避難路の確保と被害を最小限に止めるため，防火・準防火地域を指定する。</u> <u>イ 火災時の延焼を防止するため，準防火地域を指定する。</u>	1 建築物の不燃化促進 (1) 公共建築物の耐震不燃化促進 <u>(都市計画局公共建築部)</u> (略) (2) 市営住宅等の耐震不燃化の促進 <u>(都市計画局すまいまちづくり課)</u> (略) (3) 一般建築物の不燃化促進 <u>(都市計画局建築審査課)</u> (略) 2 市街地の不燃化促進 (1) 市街地の整備等 <u>(都市計画局都市計画課)</u> (略) (2) 防火・準防火地域の指定 <u>(都市計画局都市計画課)</u> <u>京都駅周辺や都心部の繁華街など不特定多数の人々が集まる市街地や，土地の高度利用を図るべき幹線道路沿道，既成市街地等で木造建築物が密集している地域等においては，防火地域・準防火地域の指定の下，建築物の不燃化や防火性能の向上を促進する。</u>	・担当修正 ・都市計画マスタープランに合わせた文言修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
44	(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策 <u>(追加)</u> (略) (略) ※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 平成 <u>25</u> 年 <u>12</u> 月 <u>末</u> 現在，防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約 <u>143</u>ha，準防火地域は住宅密集地を中心に約 <u>7,234</u>ha を指定 (略) 3－2 火災予防 (略) (1) 防火管理に関する指導 <u>(追加)</u> (略) (2) 防災管理に関する指導 <u>(追加)</u> (略)	(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策 <u>(都市計画局景観政策課，消防局 (予防課，警防計画課))</u> (略) (略) ※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 平成<u>30</u>年<u>7</u>月<u>1</u>日現在，防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約 <u>169</u>ha，準防火地域は住宅密集地を中心に約 <u>7,208</u>ha を指定 (略) 3－2 火災予防 (略) (1) 防火管理に関する指導 <u>(消防局予防課)</u> (略) (2) 防災管理に関する指導 <u>(消防局予防課)</u> (略)	・担当修正 ・時点修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
45	2 市民の防火体制の強化 (略) (1) 住宅防火対策の推進 <u>(追加)</u> (略) (2) 初期消火技術等の指導 <u>(追加)</u> (略) (3) 一般住宅に対する訪問防火指導の実施 <u>(追加)</u> (略) (4) 地域ぐるみの防火・防災対策の推進 <u>(追加)</u> (略) ※ 防災行動マニュアル策定推進事業（消防局） ○ 自主防災会防災行動マニュアル策定のためのガイドラインを活用して、地域事情に応じた学区単位の防災計画を策定することにより、地域住民による主体的な防災行動が展開されることを目指す。（平成27年度～ <u>(追加)</u>） <u>(追加)</u> 3 広報活動 <u>(追加)</u> (略) 4 防火対象物の安全化指導 (1) 査察 <u>(追加)</u> (略)	2 市民の防火体制の強化 (略) (1) 住宅防火対策の推進 <u>(消防局市民安全課)</u> (略) (2) 初期消火技術等の指導 <u>(消防局市民安全課)</u> (略) (3) 一般住宅に対する訪問防火指導の実施 <u>(消防局市民安全課)</u> (略) (4) 地域ぐるみの防火・防災対策の推進 <u>(消防局市民安全課)</u> (略) ※ 防災行動マニュアル策定推進事業（消防局） ○ 自主防災会防災行動マニュアル策定のためのガイドラインを活用して、地域事情に応じた学区単位の防災計画を策定することにより、地域住民による主体的な防災行動が展開されることを目指す。（平成27年度～ <u>平成29年度</u>） ※ <u>防災行動マニュアルの運用支援（消防局）</u> <u>○ 策定された防災行動マニュアルを各自主防災会で運用するに当たり、より地域の実情に応じたマニュアルとして活用されるよう、訓練指導等の必要な支援を行う。（平成30年度～）</u> 3 広報活動 <u>(消防局（総務課，予防課，指導課，市民安全課）)</u> (略) 4 防火対象物の安全化指導 (1) 査察 <u>(消防局予防課)</u> (略)	・担当修正 ・関連事業 項目追加

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
46	(2) 設備 <u>(追加)</u> (略) (3) 建築 <u>(追加)</u> (略) 5 危険物等関係施設災害の予防 (略) (1) 危険物施設の安全化指導（消防局 <u>(追加)</u>） (略) (3) 保安教育・訓練の実施指導（消防局 <u>(追加)</u>） (略) (4) 施設の点検・補修等（消防局 <u>(追加)</u>） 消防法 <u>又は</u> 火薬類取締法 <u>(追加)</u> に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施や不備項目についての改修を指導する。 (略) <u>(追加)</u> 3－3 警戒広報 (略) (1) 火災警報 <u>(追加)</u> (略) (2) 火災注意報 <u>(追加)</u> (略) (3) 消防機関における措置 <u>(追加)</u> (略)	(2) 設備 <u>(消防局（予防課，指導課）)</u> (略) (3) 建築 <u>(消防局指導課)</u> (略) 5 危険物等関係施設災害の予防 (略) (1) 危険物施設の安全化指導（消防局 <u>指導課</u>） (略) (3) 保安教育・訓練の実施指導（消防局 <u>予防課</u>） (略) (4) 施設の点検・補修等（消防局 <u>指導課</u>） 消防法，<u>火薬類取締法又は高圧ガス保安法</u> に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施や不備項目についての改修を指導する。 (略) (6) <u>高圧ガスの製造施設等に係る緊急措置の指導（消防局指導課）</u> <u>高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったときは，直ちに応急の措置を行うとともに，施設等のガスを安全な場所に移し，又は大気中に安全に放出させるなどの適切な措置がとられるよう指導する。</u> 3－3 警戒広報 (略) (1) 火災警報 <u>(消防局予防課)</u> (略) (2) 火災注意報 <u>(消防局予防課)</u> (略) (3) 消防機関における措置 <u>(消防局予防課)</u> (略)	・担当修正 ・法改正に伴う項目追加

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
47	1 消防活動体制の強化 (1) 消防活動体制の充実 <u>(追加)</u> (略) (2) 消防指令システム等の活用 <u>(追加)</u> (略) (3) 受援体制の強化 <u>(追加)</u> (略) 2 消防力の強化 (1) 消防庁舎等の整備 <u>(追加)</u> (略)	1 消防活動体制の強化 (1) 消防活動体制の充実 <u>(消防局（予防課，警防計画課）)</u> (略) (2) 消防指令システム等の活用 <u>(消防局（警防計画課，情報指令課）)</u> (略) (3) 受援体制の強化 <u>(消防局警防計画課)</u> (略) 2 消防力の強化 (1) 消防庁舎等の整備 <u>(消防局（施設課，警防計画課）)</u> (略)	・担当修正
48	(2) 消防車両，器材等の整備 <u>(追加)</u> (略) (3) 化学消火体制の整備 <u>(追加)</u> (略) (4) 救急体制の整備 <u>(追加)</u> (略) (略) ※ 救急高度化事業（消防局）（平成 <u>28</u> 年 7 月 1 日現在） ○ 救急救命士の配置 <u>304</u> 名 ○ 高規格救急車の整備 <u>44</u> 台 ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材 <u>42</u> 式 ○ 応急手当普及啓発 3 消防水利の確保 (1) 活用可能水利の実態把握等 <u>(追加)</u> (略) (2) 活用上制約のある消防水利への対応 <u>(追加)</u> (略)	(2) 消防車両，器材等の整備 <u>(消防局（警防計画課，消防救助課）)</u> (略) (3) 化学消火体制の整備 <u>(消防局警防計画課)</u> (略) (4) 救急体制の整備 <u>(消防局（救急課，技術指導課）)</u> (略) (略) ※ 救急高度化事業（消防局）（平成 <u>30</u> 年 7 月 1 日現在） ○ 救急救命士の配置 <u>328</u> 名 ○ 高規格救急車の整備 <u>45</u> 台 ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材 <u>43</u> 式 ○ 応急手当普及啓発 3 消防水利の確保 (1) 活用可能水利の実態把握等 <u>(消防局（警防計画課，消防救助課）)</u> (略) (2) 活用上制約のある消防水利への対応 <u>(消防局（警防計画課，消防救助課）)</u> (略)	・担当修正 ・時点修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
49	(3) 消防水利の整備 <u>(追加)</u> (略) (消防水利の状況) (平成 <u>29</u> 年 7 月 1 日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川 溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td><u>24,006</u></td><td><u>2,744</u></td><td>32(28)</td><td><u>201</u></td><td><u>304</u></td><td><u>1,389</u></td><td>0</td><td><u>28,676</u></td></tr></table> 井戸内の () 内の数は、防火井戸を示す。 ※ 耐震型防火水槽等の整備 (消防局) 震災消防水利整備計画に基づき整備(平成 <u>29</u> 年 7 月 1 日現在) ○ 耐震型防火水槽 (100 m³) : 74 基 ○ 耐震型防火水槽 (40 m³) : <u>46</u> 基 ○ 防火井戸の整備 : 28 基 ○ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 (完了) : 11 基 4 航空消防体制の整備 <u>(追加)</u> (略) 5 消防団の強化 (1) 消防団員の訓練・教育 <u>(追加)</u> (略) (2) 消防団の基準装備の配置・充実 <u>(追加)</u> (略)	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>24,006</u>	<u>2,744</u>	32(28)	<u>201</u>	<u>304</u>	<u>1,389</u>	0	<u>28,676</u>	(3) 消防水利の整備 <u>(消防局 (警防計画課, 消防救助課))</u> (略) (消防水利の状況) (平成 <u>30</u> 年 7 月 1 日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川 溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td><u>24,097</u></td><td><u>2,739</u></td><td>32(28)</td><td><u>204</u></td><td><u>302</u></td><td><u>1,396</u></td><td>0</td><td><u>28,770</u></td></tr></table> 井戸内の () 内の数は、防火井戸を示す。 ※ 耐震型防火水槽等の整備 (消防局) 震災消防水利整備計画に基づき整備(平成 <u>30</u> 年 7 月 1 日現在) ○ 耐震型防火水槽 (100 m³) : 74 基 ○ 耐震型防火水槽 (40 m³) : <u>47</u> 基 ○ 防火井戸の整備 : 28 基 ○ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 (完了) : 11 基 4 航空消防体制の整備 <u>(消防局 (警防計画課, 情報指令課, 消防救助課))</u> (略) 5 消防団の強化 (1) 消防団員の訓練・教育 <u>(消防局消防団課)</u> (略) (2) 消防団の基準装備の配置・充実 <u>(消防局消防団課)</u> (略)	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>24,097</u>	<u>2,739</u>	32(28)	<u>204</u>	<u>302</u>	<u>1,396</u>	0	<u>28,770</u>	・担当修正 ・時点修正
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>24,006</u>	<u>2,744</u>	32(28)	<u>201</u>	<u>304</u>	<u>1,389</u>	0	<u>28,676</u>																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>24,097</u>	<u>2,739</u>	32(28)	<u>204</u>	<u>302</u>	<u>1,396</u>	0	<u>28,770</u>																															
50	1 防災体制 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処する災害対策組織として、警戒本部又は非常災害対策本部を設置し、速やかに必要な対策要員を確保し、初動体制を確立する。また、自治体、防災機関と災害に関する情報提供・収集など相互連絡体制を整備しておく。 他電力会社、電源開発株式会社、<u>(追加)</u> 請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。 (略)	1 防災体制 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処する災害対策組織として、警戒本部又は非常災害対策本部を設置し、速やかに必要な対策要員を確保し、初動体制を確立する。また、自治体、防災機関と災害に関する情報提供・収集など相互連絡体制を整備しておく。 他電力会社、電源開発株式会社、<u>電力広域的運営推進機関</u>、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。 (略)	・関西電力 防災業務 計画に準 じた文言 修正																																				

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
51	(2) 電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。 ① 無断昇柱、無断工事をしないこと ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること ③ 断線垂下している電線には、絶対に触らないこと ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること <u>(追加)</u> ⑤ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること ⑥ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること ⑦ その他事故防止のため留意すべき事項	(2) 電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。 ① 無断昇柱、無断工事をしないこと ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること ③ 断線垂下している電線には、絶対に触らないこと ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること <u>⑤ 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。</u> ⑥ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること ⑦ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること ⑧ その他事故防止のため留意すべき事項	・関西電力 防災業務 計画に準 じた文言 修正
53	4 教育・訓練 (1) 防災教育 ガスの<u>製造設備</u>、供給設備に関する防災意識の高揚を図り、ガスに関する災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。	4 教育・訓練 (1) 防災教育 ガスの<u>(削除)</u>供給設備に関する防災意識の高揚を図り、ガスに関する災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。	・当該地区 に製造設 備がない 為の文言 修正
54	1 取水・導水・浄水・送水施設等 (1) 施設の耐震化等の機能向上 <u>(追加)</u> (略) (2) 巡視点検等の強化 <u>(追加)</u> (略) 2 配水施設 <u>(追加)</u> (略)	1 取水・導水・浄水・送水施設等 (1) 施設の耐震化等の機能向上 <u>(上下水道局水道部管理課)</u> (略) (2) 巡視点検等の強化 <u>(上下水道局（水道部施設課、水道管路課）)</u> (略) 2 配水施設 <u>(上下水道局水道部管理課)</u> (略)	・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
55	3 停電対策 <u>(追加)</u> (略) 4 災害時の活動体制の強化 (1) 巡視点検等 <u>(追加)</u> (略) (2) 図面管理 <u>(追加)</u> (略) (3) 情報管理による災害時の支援システムの構築 <u>(追加)</u> (略) ※ <u>上水道施設整備事業計画（平成25年～29年）（上下水道局）</u> <u>○ 配水管の更新及び耐震化の更なる推進</u> <u>○ 水道施設耐震化計画に基づく施設の改築更新及び耐震化の推進</u> <u>○ 耐震性を有する新たな新山科浄水場導水トンネルの建設</u> 5 突発事故対策 <u>(追加)</u> (略)	3 停電対策 <u>(上下水道局水道部施設課)</u> (略) 4 災害時の活動体制の強化 (1) 巡視点検等 <u>(上下水道局（水道部施設課、水道管路課）)</u> (略) (2) 図面管理 <u>(上下水道局水道部管理課（施設情報係）)</u> (略) (3) 情報管理による災害時の支援システムの構築 <u>(上下水道局総務課)</u> (略) ※ <u>水道整備事業計画（2018～2022）（上下水道局）</u> <u>○ 管路の改築更新・耐震化</u> <u>○ 施設の改築更新・耐震化</u> <u>○ 新山科浄水場トンネルの更新・耐震化</u> 5 突発事故対策 <u>(上下水道局水道部水道管路課)</u> (略)	・担当修正 ・新たな水道整備事業計画策定に伴う文言修正
58	5－1 風害等の予防 (略) 1 街路樹、公園樹木の風害予防対策 (1) 夏期せん定の実施 <u>(追加)</u> (略) (2) 老巨木の枝切りの実施 <u>(追加)</u> (略) (3) 支柱補強の実施 <u>(追加)</u> (略) 2 農林産物の風害予防対策 (略) (1) 農作物関係 <u>(追加)</u> (略) (2) 畜産関係 <u>(追加)</u> (略) (3) 林業関係 <u>(追加)</u> (略) 3 農作物の霜害、寒害、ひょう害、干害に対する予防対策 (略) (1) 農作物関係 <u>(追加)</u> (略)	5－1 風害等の予防 (略) 1 街路樹、公園樹木の風害予防対策 (1) 夏期せん定の実施 <u>(建設局みどり政策推進室)</u> (略) (2) 老巨木の枝切りの実施 <u>(建設局みどり政策推進室)</u> (略) (3) 支柱補強の実施 <u>(建設局みどり政策推進室)</u> (略) 2 農林産物の風害予防対策 (略) (1) 農作物関係 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> (略) (2) 畜産関係 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> (略) (3) 林業関係 <u>(産業観光局林業振興課)</u> (略) 3 農作物の霜害、寒害、ひょう害、干害に対する予防対策 (略) (1) 農作物関係 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> (略)	・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
59	(2) 林業関係 <u>(追加)</u> (略) (3) 農業用施設関係 <u>(追加)</u> (略) 5－2 雪害の予防 (略) 1 除雪対策 (1) 除雪計画 <u>(追加)</u> (略) 2 雪害防止施設の維持補修 (略) (1) ため池 <u>(追加)</u> (略) (2) その他 <u>(追加)</u> (略) 3 農林産物対策 (略) (1) 農作物関係 <u>(追加)</u> (略) (2) 畜産関係 <u>(追加)</u> (略) (3) 林業関係 <u>(追加)</u> (略)	(2) 林業関係 <u>(産業観光局林業振興課)</u> (略) (3) 農業用施設関係 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> (略) 5－2 雪害の予防 (略) 1 除雪対策 (1) 除雪計画 <u>(建設局)</u> (略) 2 雪害防止施設の維持補修 (略) (1) ため池 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> (略) (2) その他 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> (略) 3 農林産物対策 (略) (1) 農作物関係 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> (略) (2) 畜産関係 <u>(産業観光局農業振興整備課)</u> (略) (3) 林業関係 <u>(産業観光局林業振興課)</u> (略)	・担当修正 建設局

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
60	1 避難誘導體制の整備 (1) 避難に関する情報の伝達体制の整備（区役所，消防局（追加））（略） (2) 避難勧告等の発令体制の整備（行財政局防災危機管理室，区役所，消防局（追加）等） 行財政局防災危機管理室，区役所，消防局（追加）等は，水害・土砂災害の発生又は発生のおそれ認められることによって避難を要する事態が発生することを想定し，避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づく，時期を逸しない避難勧告等の発令を行うための情報収集，分析，判断等の体制を整備する。 （略） (4) 警戒区域の設定体制の整備（消防局（追加），区役所） 消防局（追加），区役所は，災害の発生後において広範囲の区域で立入りを制限，禁止する必要が発生する場合を想定し，関係機関と連携した警戒区域の設定体制を整備し，区総合防災訓練等を通じて習熟を図る。	1 避難誘導體制の整備 (1) 避難に関する情報の伝達体制の整備（区役所，消防局（市民安全課，消防署））（略） (2) 避難勧告等の発令体制の整備（行財政局防災危機管理室，区役所，消防局情報指令課等） 行財政局防災危機管理室，区役所，消防局情報指令課等は，水害・土砂災害の発生又は発生のおそれ認められることによって避難を要する事態が発生することを想定し，避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づく，時期を逸しない避難勧告等の発令を行うための情報収集，分析，判断等の体制を整備する。 （略） (4) 警戒区域の設定体制の整備（区役所，消防局消防救助課） 区役所，消防局消防救助課は，災害の発生後において広範囲の区域で立入りを制限，禁止する必要が発生する場合を想定し，関係機関と連携した警戒区域の設定体制を整備し，区総合防災訓練等を通じて習熟を図る。	・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
62	2 <u>（追加）</u> 浸水想定区域内における円滑な避難の確保及び浸水の防止のための措置について （略） (1) 地下街等 ア 計画の作成 <u>（追加）</u> 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告するとともに、これを公表する。 （略） ※ 資料2－6－1 <u>避難確保措置及び浸水防止のための措置に関する計画が必要な施設</u> （略） (2) 要配慮者利用施設 ア 計画の作成 <u>（追加）</u> 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告する。 <u>（追加）</u> （略） ウ 洪水予報等の伝達 （略） ※ 資料2－6－2 <u>情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設（浸水想定区域内）</u>	2 <u>洪水</u> 浸水想定区域内における円滑な避難の確保及び浸水の防止のための措置について （略） (1) 地下街等 ア 計画の作成 <u>洪水</u> 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告するとともに、これを公表する。 （略） ※ 資料2－6－1 <u>避難確保・浸水防止を図る必要がある地下街等</u> （略） (2) 要配慮者利用施設 ア 計画の作成 <u>洪水</u> 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告する。 ※ 資料2－6－2 <u>避難確保を図る必要がある要配慮者利用施設（洪水浸水想定区域内）</u> （略） ウ 洪水予報等の伝達 （略） <u>（削除）</u>	・字句修正 ・参照資料の名称変更, 追加及び削除

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
63	(3) 大規模工場等 ア 計画の作成 <u>(追加)</u> 浸水想定区域内にある大規模工場等で、市長が必要と認める施設で所有者又は管理者から申出があった場合には、次の事項を記載した計画を作成するように努める。 (略) 3 避難行動（避難経路） 防災マップや京都府マルチハザード<u>(追加)</u>システムによる想定浸水深の確認<u>及び</u>「防災行動マニュアル」<u>(追加)</u>を活用し、効率的かつ適切な避難行動の周知に努める。 (略)	(3) 大規模工場等 ア 計画の作成 <u>洪水</u> 浸水想定区域内にある大規模工場等で、市長が必要と認める施設で所有者又は管理者から申出があった場合には、次の事項を記載した計画を作成するように努める。 (略) 3 避難行動（避難経路） 防災マップや京都府マルチハザード<u>情報提供</u>システムによる想定浸水深の確認<u>、</u>「防災行動マニュアル」<u>及び</u>「我が家の防災行動シール」を活用し、効率的かつ適切な避難行動の周知に努める。 (略)	・字句修正 ・取組事業追加
64	2 土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設 (1) 計画の作成 (略) <u>(追加)</u> (略) (3) 土砂災害警戒情報等の伝達 (略) <u>※ 資料2-6-3 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設（土砂災害警戒区域等内）</u> 3 避難行動（避難経路） 避難による二次災害の発生を防ぐため、土砂災害ハザードマップ<u>及び</u>「防災行動マニュアル」<u>(追加)</u>を活用し、効率的かつ適切な避難行動の周知に努める。	2 土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設 (1) 計画の作成 (略) <u>※ 資料2-6-3 避難確保を図る必要がある要配慮者利用施設（土砂災害警戒区域等内）</u> (略) (3) 土砂災害警戒情報等の伝達 (略) <u>(削除)</u> 3 避難行動（避難経路） 避難による二次災害の発生を防ぐため、土砂災害ハザードマップ<u>、</u>「防災行動マニュアル」<u>及び</u>「我が家の防災行動シール」を活用し、効率的かつ適切な避難行動の周知に努める。	・参照資料の名称変更、追加および削除 ・取組事業追加

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
76	1.10.6 ボランティア組織等と協力する（各部，区本部） （略） <u>（追加）</u> <u>1.11 区雪害対策本部を設置する</u> <u>1.11.1 区雪害対策本部を設置する（区役所）</u> 区長は、積雪が30cm以上となり、なお降雪が続くか又は大雪のおそれが予想され、道路交通に支障が生じたときは、区雪害対策本部を設置する。 <u>1.11.2 区の関係機関で雪害対策を実施する（区役所，土木事務所，教育委員会等）</u> 区役所，土木事務所，教育委員会等の関係機関で区雪害対策本部を構成し、道路除雪，なだれ防止及び応急教育等について必要な対策を実施する。ただし、著しい豪雪のため、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、「京都市災害対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。 ⇒ 31 除雪活動	1.10.6 ボランティア組織等と協力する（各部，区本部） （略） <u>(3) ライフライン関係機関との協力</u> <u>1.10.7 ライフラインの復旧調整を行う（本部事務局）</u> 各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者（リエゾン）の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況，復旧状況等の情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。 <u>（削除）</u>	・ライフライン関係機関との連携強化を図るため項目追加 ・災害対策本部運用の変更に伴う項目削除
85	3.3 被害情報を報告する 災害による被害報告等に使用する用語，被害程度の認定基準については，内閣府作成「災害の被害認定基準について」「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき，資料<u>3-3-6</u>のとおりとする。 ※ 資料3-3-5 災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準	3.3 被害情報を報告する 災害による被害報告等に使用する用語，被害程度の認定基準については，内閣府作成「災害の被害認定基準について」「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき，資料<u>3-3-5</u>のとおりとする。 ※ 資料3-3-5 災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準	・錯誤修正
96	5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） 本部長は，各部等の長から応援要請があり，応援要請の基準に該当すると認められるときは，災害対策基本法などの関係法令，<u>（追加）</u>，「関西広域応援・受援実施要綱」，「指定都市市長会行動計画」，相互応援協定等により，他の地方公共団体等の長に対して必要な応援要請を行う。 （略）	5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） 本部長は，各部等の長から応援要請があり，応援要請の基準に該当すると認められるときは，災害対策基本法などの関係法令，<u>「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」</u>，「関西広域応援・受援実施要綱」，「指定都市市長会行動計画」，相互応援協定等により，他の地方公共団体等の長に対して必要な応援要請を行う。 （略）	・根拠要綱追加

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
103	6.0.5 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域の要配慮者利用施設に伝達する（区本部長等） （略） （避難に関する情報の伝達内容） ア 河川の水位情報（<u>河川の洪水警報</u>等） （略）	6.0.5 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域の要配慮者利用施設に伝達する（区本部長等） （略） （避難に関する情報の伝達内容） ア 河川の水位情報（<u>指定河川洪水予報</u>等） （略）	・錯誤修正
104	6.1.1 避難勧告等を発令する（本部長，区本部長等実施責任者） （略） 水害・土砂災害を対象とした避難勧告等の発令の判断基準等 （京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） 1 避難準備・高齢者等避難開始 （略） (2) 発令の判断基準 ア 水害 <u>大雨警報（浸水害）又は洪水警報</u>が発表され， （略） 2 避難勧告 （略） (2) 発令の判断基準 ア 水害 <u>大雨警報（浸水害）又は洪水警報</u>が発表され， （略） 3 避難指示（緊急） （略） (2) 発令の判断基準 ア 水害 <u>大雨警報（浸水害）又は洪水警報</u>が発表され， （略）	6.1.1 避難勧告等を発令する（本部長，区本部長等実施責任者） （略） 水害・土砂災害を対象とした避難勧告等の発令の判断基準等 （京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） 1 避難準備・高齢者等避難開始 （略） (2) 発令の判断基準 ア 水害 <u>洪水警報</u>が発表され， （略） 2 避難勧告 （略） (2) 発令の判断基準 ア 水害 <u>洪水警報</u>が発表され， （略） 3 避難指示（緊急） （略） (2) 発令の判断基準 ア 水害 <u>洪水警報</u>が発表され， （略）	・字句修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
105	6.1.5 避難勧告等を解除する（本部長） （略） 水害・土砂災害を対象とした避難勧告等の解除の判断基準 （京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） 1 水害 「<u>大雨警報（浸水害）</u>」の解除<u>など降雨のおそれなくなり</u>，かつ水位観測所の水位が「避難準備・高齢者等避難開始発令水位（避難判断水位）」を下回ったとき （略）	6.1.5 避難勧告等を解除する（本部長） （略） 水害・土砂災害を対象とした避難勧告等の解除の判断基準 （京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） 1 水害 「<u>洪水警報</u>」の解除<u>（削除）</u>，かつ水位観測所の水位が「避難準備・高齢者等避難開始発令水位（避難判断水位）」を下回ったとき （略）	・文言修正
107	（避難勧告等の伝達系統） 本部長による避難勧告等の伝達系統図 （図略） 多メディア一斉送信システム（<u>電子メール</u>・電話・FAX） 区本部長による避難勧告等の伝達系統図 （図略） 多メディア一斉送信システム（<u>電子メール</u>・電話・FAX）	（避難勧告等の伝達系統） 本部長による避難勧告等の伝達系統図 （図略） 多メディア一斉送信システム（<u>（削除）</u>電話・FAX） 区本部長による避難勧告等の伝達系統図 （図略） 多メディア一斉送信システム（<u>（削除）</u>電話・FAX）	・錯誤修正
114	7.2.1 自治会，社会福祉協議会，自主防災会（<u>追加</u>）等と情報交換を行う （区本部） （略） 7.2.3 自治会，社会福祉協議会，自主防災会（<u>追加</u>）等と連携して安全確認を行う（区本部） 区本部管理担当者は，既に住民が避難している場合には，自治会，社会福祉協議会，自主防災会（<u>追加</u>）等と連携して避難所の安全確認を行う。 （略）	7.2.1 自治会，社会福祉協議会，自主防災会，<u>施設管理者</u>等と情報交換を行う（区本部） （略） 7.2.3 自治会，社会福祉協議会，自主防災会，<u>施設管理者</u>等と連携して安全確認を行う（区本部） 区本部管理担当者は，既に住民が避難している場合には，自治会，社会福祉協議会，自主防災会，<u>施設管理者</u>等と連携して避難所の安全確認を行う。 （略）	・連絡体制の充実

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
135	10.1.1 道路被災状況等を把握する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） 建設部（土木事務所班）等道路管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画図に定めた道路や緊急交通路候補路線を中心に、速やかに道路パトロールを実施し、道路の被災状況等を把握する。道路被災状況は、京都府警察に情報提供する。 ※ 資料2-3-10-1 緊急輸送道路ネットワーク計画図 ※ 資料3-10-1 緊急交通路候補路線（京都市域）（略） 10.1.3 啓開路線を選定する（建設部（土木事務所班）等道路管理者）（略） （啓開路線候補） ア 緊急交通路候補路線 イ 緊急輸送道路（第1次～第3次） ウ その他主要な防災拠点等を結ぶ路線 10.1.4 緊急交通路の代替路線を判断する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） 建設部（土木事務所班）等道路管理者は、緊急交通路候補路線の被害状況が著しく、道路啓開に長時間を要すると判断する場合は、代替緊急交通路を判断し、その情報を京都府警察に提供する。	10.1.1 道路被災状況等を把握する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） 建設部（土木事務所班）等道路管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画図に定めた道路や緊急交通路指定予定路線を中心に、速やかに道路パトロールを実施し、道路の被災状況等を把握する。道路被災状況は、京都府警察に情報提供する。 ※ 資料2-3-10-1 緊急輸送道路ネットワーク計画図 ※ 資料3-10-1 緊急交通路指定予定路線（京都市域）（略） 10.1.3 啓開路線を選定する（建設部（土木事務所班）等道路管理者）（略） （啓開路線候補） ア 緊急交通路指定予定路線 イ 緊急輸送道路（第1次～第3次） ウ その他主要な防災拠点等を結ぶ路線 10.1.4 緊急交通路の代替路線を判断する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） 建設部（土木事務所班）等道路管理者は、緊急交通路指定予定路線の被害状況が著しく、道路啓開に長時間を要すると判断する場合は、代替緊急交通路を判断し、その情報を京都府警察に提供する。	・京都府警ホームページとの文言統一に伴う字句修正
136	10.2.1 緊急交通路を指定する（京都府警察）（略） ※ 資料3-10-1 緊急交通路候補路線（京都市域）（略）	10.2.1 緊急交通路を指定する（京都府警察）（略） ※ 資料3-10-1 緊急交通路指定予定路線（京都市域）（略）	・京都府警ホームページとの文言統一に伴う字句修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
140	第 11 節 災害警備・交通規制 (略) ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11.2交通規制を行う</td><td>京都府警察</td><td>11.2.4 <u>う回路を指定する</u> (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	11.2交通規制を行う	京都府警察	11.2.4 <u>う回路を指定する</u> (略)	(略)	(略)	(略)	第 11 節 災害警備・交通規制 (略) ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11.2交通規制を行う</td><td>京都府警察</td><td>11.2.4 <u>う回路の設定・誘導をする</u> (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	11.2交通規制を行う	京都府警察	11.2.4 <u>う回路の設定・誘導をする</u> (略)	(略)	(略)	(略)	・警察長通達(H24.3.8)に基づく文言修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
11.2交通規制を行う	京都府警察	11.2.4 <u>う回路を指定する</u> (略)																									
(略)	(略)	(略)																									
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
11.2交通規制を行う	京都府警察	11.2.4 <u>う回路の設定・誘導をする</u> (略)																									
(略)	(略)	(略)																									
142	11.2.4 <u>う回路を指定する</u> 京都府公安委員会は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、 <u>う回路を指定する。</u>	11.2.4 <u>う回路の設定・誘導をする</u> 警察本部長は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、 <u>道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険個所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。</u>	・警察庁通達（H24.3.8）に基づく字句修正																								
145	12.3.3 各部職員用の食料の調達を依頼する（行財政部厚生班） 行財政部厚生班は、 <u>(追加)</u> 市職員用の調達必要食料数をまとめ、産業観光部へ食料調達を要請する。	12.3.3 各部職員用の食料の調達を依頼する（行財政部厚生班） 行財政部厚生班は、 <u>各部等から依頼のあった</u> 市職員用の調達必要食料数をまとめ、産業観光部へ食料調達を要請する。	・文言修正																								
148	13.3.3 各部職員用の生活必需品の調達を依頼する（行財政部厚生班） 行財政部厚生班は、 <u>(追加)</u> 市職員用の調達必要生活必需品数をまとめ、産業観光部へ生活必需品調達を要請する。	13.3.3 各部職員用の生活必需品の調達を依頼する（行財政部厚生班） 行財政部厚生班は、 <u>各部等から依頼のあった</u> 市職員用の調達必要生活必需品数をまとめ、産業観光部へ生活必需品調達を要請する。	・文言修正																								

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
152	■役割分担			■役割分担			・担当修正 ・字句修正
	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	14.2 応急給水の体制を確立する	上下水道部 総務班	14.2.1 関係会社に協力要請を行う 14.2.2 18大都市水道局等に応援要請を行う	14.2 応急給水の体制を確立する	<u>上下水道部 総務班</u>	14.2.1 関係会社に協力要請を行う 14.2.2 18大都市水道局等に応援要請を行う	
		<u>上下水道部 資器材防災班</u>	14.2.3 関係会社・18大都市職員を暫定的に <u>(追加)</u> 資器材・防災センター、各浄水場で受け入れる 14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる			14.2.3 関係会社・18大都市職員を暫定的に <u>旧</u> 資器材・防災センター、各浄水場で受け入れる 14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる	
		上下水道部 総務班	14.2.5 本部長に自衛隊の派遣を要請する			14.2.5 本部長に自衛隊の派遣を要請する	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)			(略)				
153	14.2.3 関係会社・18大都市職員を暫定的に <u>(追加)</u> 資器材・防災センター、各浄水場で受け入れる（上下水道部 <u>資器材防災班</u> ） 上下水道部 <u>資器材防災班</u> は、関係会社や他都市等の応急対策に従事する職員を、暫定的に <u>(追加)</u> 資器材・防災センター及び各浄水場で受け入れる。			14.2.3 関係会社・18大都市職員を暫定的に <u>旧</u> 資器材・防災センター、各浄水場で受け入れる（上下水道部 <u>総務班</u> ） 上下水道部 <u>総務班</u> は、関係会社や他都市等の応急対策に従事する職員を、暫定的に <u>旧</u> 資器材・防災センター及び各浄水場で受け入れる。			・担当修正 ・字句修正
	14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる（上下水道部 <u>資器材防災班</u> ） 上下水道部 <u>資器材防災班</u> は、応援職員等を、その後、状況に応じて各事業所で受け入れる。			14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる（上下水道部 <u>総務班</u> ） 上下水道部 <u>総務班</u> は、応援職員等を、その後、状況に応じて各事業所で受け入れる。			

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																													
207	25-1.1.2 電力を融通する 災害が発生し，電力需給に著しい不均衡が生じ，それを緩和することが必要であると認めた場合，各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。 25-1.1.3 被害状況を連絡する 京都市復旧連絡系統により，被害状況等を連絡する。 <table><tr><th colspan="3">連絡先</th></tr><tr><td rowspan="2">京都支社</td><td>平日</td><td>業務グループ</td></tr><tr><td>休日・夜間</td><td>防災警備室</td></tr><tr><td rowspan="2">京都営業所</td><td>平日</td><td>業務グループ</td></tr><tr><td>休日・夜間</td><td>宿直</td></tr><tr><td rowspan="2">伏見営業所</td><td>平日</td><td>総務グループ</td></tr><tr><td>休日・夜間</td><td>宿直</td></tr></table>	連絡先			京都支社	平日	業務グループ	休日・夜間	防災警備室	京都営業所	平日	業務グループ	休日・夜間	宿直	伏見営業所	平日	総務グループ	休日・夜間	宿直	25-1.1.2 電力を融通する 災害の発生により，電力需給に著しい不均衡が生じ，需給状況を速やかに改善する必要がある場合には，電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。 25-1.1.3 連絡体制を確保する。 次の連絡体制により，緊急時の情報連携を図る。 <table><tr><th>行政機関</th><th>平日（8：50～17：30）</th><th>平日夜間及び土日祝</th><th>備考</th></tr><tr><td>京都市役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都支社統括グループ</td><td></td></tr><tr><td>北区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>上京区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>左京区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所 京都支社統括グループ</td><td>（下記以外） 久多（上ノ町，中ノ町，宮ノ町，下ノ町，河合）</td></tr><tr><td>中京区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>東山区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>山科区役所</td><td>京都南部コミュニケーショングループ</td><td>伏見配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>下京区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>南区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>右京区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>西京区役所 洛西支所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>伏見区役所</td><td>京都南部コミュニケーショングループ</td><td>伏見配電営業所</td><td>（下記以外）</td></tr><tr><td>深草支所</td><td rowspan="2">京都支社統括グループ</td><td>京都支社統括グループ</td><td>醍醐（一ノ切町，二ノ切町，三ノ切町）</td></tr><tr><td>醍醐支所</td><td>京都配電営業所</td><td>久我，竹田（向代町，川町，流池町），羽東師</td></tr></table>	行政機関	平日（8：50～17：30）	平日夜間及び土日祝	備考	京都市役所	京都支社統括グループ	京都支社統括グループ		北区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		上京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		左京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所 京都支社統括グループ	（下記以外） 久多（上ノ町，中ノ町，宮ノ町，下ノ町，河合）	中京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		東山区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		山科区役所	京都南部コミュニケーショングループ	伏見配電営業所		下京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		南区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		右京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		西京区役所 洛西支所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		伏見区役所	京都南部コミュニケーショングループ	伏見配電営業所	（下記以外）	深草支所	京都支社統括グループ	京都支社統括グループ	醍醐（一ノ切町，二ノ切町，三ノ切町）	醍醐支所	京都配電営業所	久我，竹田（向代町，川町，流池町），羽東師	・関西電力防災業務計画に準じた文言修正 ・連携強化に伴う修正
連絡先																																																																																
京都支社	平日	業務グループ																																																																														
	休日・夜間	防災警備室																																																																														
京都営業所	平日	業務グループ																																																																														
	休日・夜間	宿直																																																																														
伏見営業所	平日	総務グループ																																																																														
	休日・夜間	宿直																																																																														
行政機関	平日（8：50～17：30）	平日夜間及び土日祝	備考																																																																													
京都市役所	京都支社統括グループ	京都支社統括グループ																																																																														
北区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
上京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
左京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所 京都支社統括グループ	（下記以外） 久多（上ノ町，中ノ町，宮ノ町，下ノ町，河合）																																																																													
中京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
東山区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
山科区役所	京都南部コミュニケーショングループ	伏見配電営業所																																																																														
下京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
南区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
右京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
西京区役所 洛西支所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
伏見区役所	京都南部コミュニケーショングループ	伏見配電営業所	（下記以外）																																																																													
深草支所	京都支社統括グループ	京都支社統括グループ	醍醐（一ノ切町，二ノ切町，三ノ切町）																																																																													
醍醐支所		京都配電営業所	久我，竹田（向代町，川町，流池町），羽東師																																																																													

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
207	25.1.1.4 広報活動を行う 停電による社会不安の除去のため、新聞、ラジオ等報道機関、広報車等により、電力施設被害状況および復旧状況の広報活動を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も行う。	25.1.1.4 広報活動を行う 停電による社会不安の除去のため、新聞、ラジオ等報道機関、広報車等を活用し、電力施設被害状況および復旧状況、復旧見通しについて、広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も行う。	・字句修正
208	25-1.2.2 対応要員を確保する 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、速やかに所属する対策組織に出勤する。 「非常災害時における復旧応援要綱（中央電力協議会策定）」に基づき、他電力会社及び電源開発株式会社に、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。 （略） 25-1.2.4 応急復旧工事を行う 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。（追加） なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。 （略）	25-1.2.2 対応要員を確保する 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。また、他電力会社、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。 （略） 25-1.2.4 応急復旧工事を行う 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。また、復旧工事にあたっては、京都市災害対策本部や道路管理者等と緊密に連携を取りながら進める。 なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。 （略）	・関西電力 防災業務 計画に準 じた文言 修正
212	25-3.3.4 災害用伝言ダイヤル171等を提供する 災害時、被災地への電話回線の輻輳緩和と安否情報の円滑な伝達を行うため、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板（web171）を提供する。	25-3.3.4 災害用伝言ダイヤル171等を提供する 災害時、被災地への電話回線の輻輳緩和と安否情報の円滑な伝達を行うため、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用（削除）伝言板（web171）を提供する。	・名称変更

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
217	25－5 下水道施設の応急対策 ■ 実施責任者：上下水道部長 ■ 役割分担 <table><tr><td rowspan="3">25-5.3 災害 応急復旧体制 を確立する</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部資器材 防災班</td><td>25-5.3.6 災害対策要員の食料， 飲料水備蓄の活用，緊急調達を 図る</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	25-5.3 災害 応急復旧体制 を確立する	(略)	(略)	上下水道部資器材 防災班	25-5.3.6 災害対策要員の食料， 飲料水備蓄の活用，緊急調達を 図る	(略)	(略)	25－5 下水道施設の応急対策 ■ 実施責任者：上下水道部長 ■ 役割分担 <table><tr><td rowspan="3">25-5.3 災害 応急復旧体制 を確立する</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部総務班</td><td>25-5.3.6 災害対策要員の食料， 飲料水備蓄の活用，緊急調達を 図る</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	25-5.3 災害 応急復旧体制 を確立する	(略)	(略)	上下水道部総務班	25-5.3.6 災害対策要員の食料， 飲料水備蓄の活用，緊急調達を 図る	(略)	(略)	・組織再編に伴う担当修正										
25-5.3 災害 応急復旧体制 を確立する	(略)		(略)																								
	上下水道部資器材 防災班		25-5.3.6 災害対策要員の食料， 飲料水備蓄の活用，緊急調達を 図る																								
	(略)	(略)																									
25-5.3 災害 応急復旧体制 を確立する	(略)	(略)																									
	上下水道部総務班	25-5.3.6 災害対策要員の食料， 飲料水備蓄の活用，緊急調達を 図る																									
	(略)	(略)																									
219	25-5.3.6 災害対策要員の食料，飲料水備蓄の活用，緊急調達を図る（上下水道部資器材防災班） (略)	25-5.3.6 災害対策要員の食料，飲料水備蓄の活用，緊急調達を図る（上下水道部総務班） (略)	・組織再編に伴う担当修正																								
248	(2) 国土交通省の機関が気象庁の機関と共同して行う洪水予報 (略) (国土交通省が大阪管区气象台と共同して発表する洪水予報の指定河川) <table><tr><th>河川名</th><th>区 域</th><th>水 位 観測所</th><th>洪水予報 発 表 者</th></tr><tr><td>淀川幹川 宇治川</td><td>左岸 宇治市宇治塔之川36番の2地先 右岸 宇治市宇治大字紅査25番の8</td><td>から桂川，宇治川，木 津川三川の合流点まで</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table> (略)	河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報 発 表 者	淀川幹川 宇治川	左岸 宇治市宇治塔之川36番の2地先 右岸 宇治市宇治大字紅査25番の8	から桂川，宇治川，木 津川三川の合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)		(2) 国土交通省の機関が気象庁の機関と共同して行う洪水予報 (略) (国土交通省が大阪管区气象台と共同して発表する洪水予報の指定河川) <table><tr><th>河川名</th><th>区 域</th><th>水 位 観測所</th><th>洪水予報 発 表 者</th></tr><tr><td>淀川幹川 宇治川</td><td>左岸 宇治市宇治塔之川36番の2地先 右岸 宇治市宇治大字紅査25番の8</td><td>から桂川，宇治川，木 津川三川の合流点まで</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table> (略)	河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報 発 表 者	淀川幹川 宇治川	左岸 宇治市宇治塔之川36番の2地先 右岸 宇治市宇治大字紅査25番の8	から桂川，宇治川，木 津川三川の合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)		・錯誤修正
河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報 発 表 者																								
淀川幹川 宇治川	左岸 宇治市宇治塔之川36番の2地先 右岸 宇治市宇治大字紅査25番の8	から桂川，宇治川，木 津川三川の合流点まで	(略)																								
(略)	(略)	(略)																									
河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報 発 表 者																								
淀川幹川 宇治川	左岸 宇治市宇治塔之川36番の2地先 右岸 宇治市宇治大字紅査25番の8	から桂川，宇治川，木 津川三川の合流点まで	(略)																								
(略)	(略)	(略)																									

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																												
251	(5) 京都府が行う水防警報等 (略) (京都府の水防警報・水位周知指定河川) <table><tr><th>河川名</th><th colspan="2">区域</th><th>発表者</th><th>水防警報</th><th>水位周知</th></tr><tr><td rowspan="2">鴨川・高野川</td><td>鴨川</td><td>(略)</td><td>京都土木事務所長</td><td>○</td><td>洪水予報指定河川</td></tr><tr><td>高野川</td><td>(略)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr><tr><td>桂川(周山)</td><td rowspan="6">(略)</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="5">(追加)</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>山科川</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>天神川</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>弓削川</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>西高瀬川</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>小畑川</td><td>乙訓土木事務所長</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>古川</td><td></td><td>山城北土木事務所長</td><td>○</td><td></td></tr></table>	河川名	区域		発表者	水防警報	水位周知	鴨川・高野川	鴨川	(略)	京都土木事務所長	○	洪水予報指定河川	高野川	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	桂川(周山)	(略)		(追加)	○	○	山科川	○	○	天神川	○	○	弓削川	○	○	西高瀬川	○		小畑川	乙訓土木事務所長	○	○	古川		山城北土木事務所長	○		(5) 京都府が行う水防警報等 (略) (京都府の水防警報・水位周知指定河川) <table><tr><th>河川名</th><th colspan="2">区域</th><th>発表者</th><th>水防警報</th><th>水位周知</th></tr><tr><td rowspan="2">鴨川・高野川</td><td>鴨川</td><td>(略)</td><td>京都土木事務所長</td><td>○</td><td>洪水予報指定河川</td></tr><tr><td>高野川</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>桂川(周山)</td><td rowspan="6">(略)</td><td rowspan="6"></td><td>〃</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>山科川</td><td>〃</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>天神川</td><td>〃</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>弓削川</td><td>〃</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>西高瀬川</td><td>〃</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>小畑川</td><td>乙訓土木事務所長</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>古川</td><td></td><td>山城北土木事務所長</td><td>○</td><td></td></tr></table>	河川名	区域		発表者	水防警報	水位周知	鴨川・高野川	鴨川	(略)	京都土木事務所長	○	洪水予報指定河川	高野川	(略)				桂川(周山)	(略)		〃	○	○	山科川	〃	○	○	天神川	〃	○	○	弓削川	〃	○	○	西高瀬川	〃	○		小畑川	乙訓土木事務所長	○	○	古川		山城北土木事務所長	○		・錯誤修正
河川名	区域		発表者	水防警報	水位周知																																																																																										
鴨川・高野川	鴨川	(略)	京都土木事務所長	○	洪水予報指定河川																																																																																										
	高野川	(略)	(追加)	(追加)	(追加)																																																																																										
桂川(周山)	(略)		(追加)	○	○																																																																																										
山科川				○	○																																																																																										
天神川				○	○																																																																																										
弓削川				○	○																																																																																										
西高瀬川				○																																																																																											
小畑川			乙訓土木事務所長	○	○																																																																																										
古川		山城北土木事務所長	○																																																																																												
河川名	区域		発表者	水防警報	水位周知																																																																																										
鴨川・高野川	鴨川	(略)	京都土木事務所長	○	洪水予報指定河川																																																																																										
	高野川	(略)																																																																																													
桂川(周山)	(略)		〃	○	○																																																																																										
山科川			〃	○	○																																																																																										
天神川			〃	○	○																																																																																										
弓削川			〃	○	○																																																																																										
西高瀬川			〃	○																																																																																											
小畑川			乙訓土木事務所長	○	○																																																																																										
古川		山城北土木事務所長	○																																																																																												

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																										
255	第31節 除雪活動 (略) ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">31.1 除雪体制を整える</td><td><u>区本部</u></td><td>31.1.1 <u>雪害対策</u>本部を設置する</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr><tr><td>建設部</td><td><u>31.1.2</u> 機械動員体制を整える</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 31.1 除雪体制を整える 31.1.1 <u>雪害対策</u>本部を設置する <u>(区本部)</u> <u>各区は、必要と認められる場合、「第1節 災害対策活動体制の整備」に基づいて、区雪害対策本部を設置し、雪害対策に万全を期する。</u> ⇒ <u>1.11 区雪害対策本部を設置する</u> <u>(追加)</u> <u>31.1.2</u> 機械動員体制を整える（建設部） (略)	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	31.1 除雪体制を整える	<u>区本部</u>	31.1.1 <u>雪害対策</u> 本部を設置する	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	建設部	<u>31.1.2</u> 機械動員体制を整える	(略)	(略)	(略)	第31節 除雪活動 (略) ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">31.1 除雪体制を整える</td><td><u>行財政局防災危機管理室</u></td><td>31.1.1 <u>京都市災害警戒</u>本部を設置する</td></tr><tr><td><u>本部長</u></td><td><u>31.1.2 京都市災害対策本部を設置する</u></td></tr><tr><td>建設部</td><td><u>31.1.3</u> 機械動員体制を整える</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 31.1 除雪体制を整える 31.1.1 <u>京都市災害警戒</u>本部を設置する <u>(行財政局防災危機管理室)</u> <u>(削除)</u> ⇒ <u>1.1 京都市災害警戒本部を設置する</u> <u>31.1.2 京都市災害対策本部を設置する（本部長）</u> ⇒ <u>1.3 京都市災害対策本部を設置する</u> <u>31.1.3</u> 機械動員体制を整える（建設部） (略)	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	31.1 除雪体制を整える	<u>行財政局防災危機管理室</u>	31.1.1 <u>京都市災害警戒</u> 本部を設置する	<u>本部長</u>	<u>31.1.2 京都市災害対策本部を設置する</u>	建設部	<u>31.1.3</u> 機械動員体制を整える	(略)	(略)	(略)	・災害対策本部運用の変更に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																											
31.1 除雪体制を整える	<u>区本部</u>	31.1.1 <u>雪害対策</u> 本部を設置する																											
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																											
	建設部	<u>31.1.2</u> 機械動員体制を整える																											
(略)	(略)	(略)																											
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																											
31.1 除雪体制を整える	<u>行財政局防災危機管理室</u>	31.1.1 <u>京都市災害警戒</u> 本部を設置する																											
	<u>本部長</u>	<u>31.1.2 京都市災害対策本部を設置する</u>																											
	建設部	<u>31.1.3</u> 機械動員体制を整える																											
(略)	(略)	(略)																											

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																						
259	第33節 災害支援 (略) ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">33.1 災害支援活動の準備をする</td><td>各局等</td><td>33.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 33.1.2 体制等の整備を進める</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	33.1 災害支援活動の準備をする	各局等	33.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 33.1.2 体制等の整備を進める	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)	(略)	(略)	第33節 災害支援 (略) ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">33.1 災害支援活動の準備をする</td><td>各局等</td><td>33.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 33.1.2 体制等の整備を進める</td></tr><tr><td><u>行財政局 (防災危機管理室、人事課)</u></td><td><u>33.1.3 関係団体と連携した支援体制等の整備を進める</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	33.1 災害支援活動の準備をする	各局等	33.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 33.1.2 体制等の整備を進める	<u>行財政局 (防災危機管理室、人事課)</u>	<u>33.1.3 関係団体と連携した支援体制等の整備を進める</u>	(略)	(略)	(略)	・項目追加
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																							
33.1 災害支援活動の準備をする	各局等	33.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 33.1.2 体制等の整備を進める																							
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																							
(略)	(略)	(略)																							
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																							
33.1 災害支援活動の準備をする	各局等	33.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 33.1.2 体制等の整備を進める																							
	<u>行財政局 (防災危機管理室、人事課)</u>	<u>33.1.3 関係団体と連携した支援体制等の整備を進める</u>																							
(略)	(略)	(略)																							
260	33.1 災害支援活動の準備をする 33.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する（各局等） 災害支援活動に関係する各局等は、速やかに支援対策活動が実施できるよう、平常から必要な体制等を検討する。 33.1.2 体制等の整備を進める（各局等） 各局等は、速やかに支援対策活動が実施できるよう、検討した体制を整備する。 また、市長は適宜、準備状況の確認を行い、必要があるときは支援対策活動に必要な体制等の整備を指示する。 <u>(追加)</u>	33.1 災害支援活動の準備をする 33.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する（各局等） 災害支援活動に関係する各局等は、速やかに支援対策活動が実施できるよう、平常から必要な体制等を検討する。 33.1.2 体制等の整備を進める（各局等） 各局等は、速やかに支援対策活動が実施できるよう、検討した体制を整備する。 また、市長は適宜、準備状況の確認を行い、必要があるときは支援対策活動に必要な体制等の整備を指示する。 <u>33.1.3 国、府、関係団体と連携した支援体制等の整備を進める（行財政局（防災危機管理室、人事課））</u> <u>行財政局（防災危機管理室、人事課）は、災害発生から速やかに国、府、関係団体と連携した支援体制等の整備を行う。</u>	・項目追加																						